

8 教員免許状一括申請および教員免許状交付

1. 教員免許状一括申請事務手続きについて

教員免許状の申請は、本人の住所地の管轄の都道府県教育委員会に個人申請するのが原則ですが、東京都のように申請件数が非常に多数の場合には、卒業時に教員免許状を必要とする学生のために、大学ごとにとりまとめて申請する、一括申請の方法をとっています。ただし、栄養教諭課程履修者で、栄養士免許を東京都に団体申請しない学生（栄養士免許を各道府県に個人申請する学生）は、栄養教諭免許状のみ一括申請対象外となります。

○ 東京都教育委員会が現在、教員免許状一括申請審査をおこなっている理由

本来は住所地（居住地）の管轄の都道府県教育委員会に個人申請をするのが原則であるが、東京都のように大学が集中し、毎年全国における教員免許状授与件数の約4分の1相当数を授与している現状では、卒業を待って教員免許状を申請、受理し、4月1日付採用に間に合うように教員免許状を授与することは困難な状況にあるため、東京都教育委員会では、東京都内に所在する大学・短期大学および教員養成所の卒業生で、卒業時教員免許状を必要とする学生のために、教員免許の授与を迅速かつ的確に処理する方法として、大学ごとにとりまとめて審査し、教員免許状を授与する一括事前審査申請の方法をとっている。

2. 教員免許状取得要件および教員免許状交付

① 教員免許状取得要件

- ① 教員免許状取得に必要な科目および単位を修得していること。
- ② 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号に記載する教員免許状授与不適格事項に該当しないこと。
 - 3号 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 4号 公立学校の教員であって懲戒免職の処分又は勤務実績が良くない場合若しくはその職に必要な適格性を欠く場合に該当するとして分限免職の処分を受け、免許状がその効力を失い、当該失効日から3年を経過しない者
 - 5号 免許状取り上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 - 6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

② 教員免許状交付

毎年2月下旬に大学が東京都教育委員会へ一括申請し、審査に合格した者については、3月20日頃の卒業証書授与式の日に交付します。

なお、教員免許状の紛失による再交付はされないもので、教員免許状を取得した場合、必ず次の事項を控えること。

- ア 授与権者 東京都教育委員会
- イ 授与年月日 令和○年3月31日
- ウ 記号番号
- エ 免許教科
- オ 有効期間の満了の日

③ 教員免許状申請手数料

毎年、東京都教育委員会が決定する手数料を、教員免許状取得希望者は12月上旬に大学へ納入し、大学が一括して東京都教育委員会へ払い込みます。

いったん払い込んだ手数料は、卒業延期等、いかなる理由があろうとも返還されないので、確認のうえ注意して払い込んでください。

④ 卒業後の教員免許状申請（個人申請）、教員免許状書き換えおよび教員免許状再交付

① 卒業後の教員免許状申請（個人申請）

住所地の所轄の都道府県教育委員会に個人申請します。

② 教員免許状書き換え

氏名または本籍地を変更するときは、授与権者（大学一括申請の場合は東京都教育委員会）に願い出ること。

③ 教員免許状再交付

免許状の紛失による再交付はおこないません。紛失の後に免許状を提示等する必要が生じた場合は、免許状の授与証明書で代えることになります。例外として、焼失（火災）・風水害・盗難等、本人にまったく責任のない滅失による場合で、関係官公庁の発行するり災証明書又は盗難届が受理された証明がある場合は、再交付ができます。り災証明書等が取得できない場合は、再交付はできません。破損又は汚損の場合は、授与権者（一括申請の場合には東京都教育委員会）に問い合わせてください。

⑤ 教員免許状授与願申請申込書提出後から 3 月 31 日までに、本籍、氏名の変更がある場合は、予め資格支援・学事グループへ申し出ること。